

平成30年度

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

事業報告書

学校法人 ワタナベ学園

1 総 括 報 告

はじめに

学校法人ワタナベ学園（以下「学園」という。）の平成30年度の事業の実績を報告します。

この事業の実績は、改正私立学校法の趣旨（平成17年4月1日施行）を受けて、学校法人を取り巻く厳しい環境のもと、平成30年度の学園の事業計画の結果や事業の進捗状況などを記載しております。

ただし、学園の事業の実績は、当該年度の財務計算書類と連動し、これに対応する事業計画の結果を記載するとともに、必ずしも財務計算書類と連動していない事業計画であっても、例えば、人事・給与制度の現状と課題については、改正私立学校法の趣旨が、補助金の有無にかかわらず全ての学校法人が、自ら（学園は）、利害関係人に対して、財務計算書類に加え、学校法人の概要、事業の概要等を記した事業報告書も開示することを求めていることから記載しております。

このことは、学園の教職員への適切な情報（考え方）を開示するとともに、建設的な意見交換を念頭に置いております。

したがって、当該年度において完結（終了）した事業の結果については、次年度以降に継続するもの以外、記載することを省略しております。

学校法人会計基準に基づく平成30年度の決算の状況と事業報告（事業の実績）においては、法人全体の事業の概要を取りまとめております。

事 業 の 概 要

平成30年度に各幼稚園・認定こども園、専門学校及び法人本部が行った事業の内容は、以下のとおりであります。

（1）各幼稚園・認定こども園、専門学校における事業

<教育に関する事業>

○ 専門学校の生徒確保に向けた施策について

平成30年度も、専門学校間及び法人本部との連携を図り、有効な生徒募集体制に取り組むことを念頭に置いて、越谷保育専門学校と吉川福祉専門学校の入試広報担当事務職員が学務室募集担当を兼務する人員配置とすることで、両専門学校間の生徒募集における情報共有と連携を図りました。

また、費用対効果を重視した広告媒体への掲載や進学者との信頼関係の構築を図ることで、資料請求者及び来校者の増加と広告宣伝費削減の両立に努めました。

た。

さらに、オープンキャンパス等では、来校者（保護者含む）の要望を汲み取りつつ、自校の魅力を適切に伝え、一人ひとりに合わせた丁寧な対応をすることで、出願に結びつくよう努めました。

指定校の選定及び指定人数については、入学実績や高等学校との信頼関係を重視しつつ、高等学校からの要望や個別相談における要望等に柔軟に対応するよう努めました。越谷保育専門学校では、指定校推薦入試での出願者総数は減少しましたが、千葉県公立高校からの指定校推薦入試出願者が増加しました。

吉川福祉専門学校では、指定校推薦入試出願者総数が増加しました。

その結果、越谷保育専門学校（入学定員100名）、吉川福祉専門学校（入学定員40名）の平成31年度における入学生は、越谷保育専門学校67名（前年度82名）、吉川福祉専門学校31名（前年度25名）となり、入学定員の充足には至りませんでした。吉川福祉専門学校においては前年度を上回る入学生を確保いたしました。

今後とも、両専門学校間の情報共有と連携を緊密にし、生徒募集に尽力いたします。

○ 専門学校における委託訓練生の受け入れについて

平成30年度は、委託訓練生として1年生22名（前年度33名）を受け入れ、吉川福祉専門学校（1年生13名、2年生13名）、越谷保育専門学校（1年生9名、2年生18名）、合計53名となりました。

○ 越谷保育専門学校の耐震問題への適切な対応について

越谷保育専門学校の耐震化問題及び施設・設備の老朽化への対応について、授業実施への影響を考慮して、平成29年度から2か年度にわたり継続事業として授業に支障ない工期を設定して、耐震補強工事を実施し、追加の工事を完了しました。

○ 吉川福祉専門学校の取組みについて

引き続き吉川福祉専門学校の運営改善に努めて、広報活動を展開した結果、確実に入学生も増えており、最新の介護技術として介護ロボットを導入するなど教育内容の充実も試みました。

第2回目の実施となった介護福祉士の国家試験結果は、合格率90.5%（21名受験し19名合格）であり、昨年の合格率88%に比して、着実に実績を重ねております。

なお、すべての受験資格の全国平均の合格率が73.70%に対して、介護福祉士養成施設の合格率83.70%であります。

全国平均の合格率に比しても、介護福祉士養成施設の合格率と比べても、高い合格率を確保しております。

○ 越谷保育専門学校の卒業生支援の一環と捉え、幼稚園教諭及び保育士有資格者等の再就労支援体制への取組みについて

本事業計画による取組みの趣旨は、越谷保育専門学校及び法人本部との連携を図り、学園が運営する幼稚園及び認定こども園への再就労に向けた有効な支援体制の確立であります。

現実的には、卒業生の人材紹介や情報提供など越谷保育専門学校のキャリア部門に頼る部分が大きく、新卒者の就職先の支援では、越谷保育専門学校から、7人の幼稚園教諭、保育士及び保育教諭が採用されております。

当初の目的とする幼稚園教諭及び保育士有資格者等の再就労支援体制は、法人のホームページを刷新して、「ワタナベ学園求人バンク登録」制度を整えました。今後の運用が期待されます。

○ 保育所型認定こども園吉川さくらの森の開設について

新たに開設します保育所型認定こども園吉川さくらの森は、4階建ての専門学校校舎を改修して、建築基準法上、用途変更の諸手続きを経て、完成しました。

4階建ての建物（校舎）は、新耐震基準の建物であり、専門学校が規模縮小に伴い、新たな活用は、法人の懸案事項でありました。

平成29年3月28日、吉川市から提案事項（2号・3号の保育施設を設置・運営）があり、さらに、平成29年6月1日、3月28日の吉川市からの提案事項を踏まえて、吉川市の基本的な考え方は示されました。

すなわち、平成31年4月開設の保育所型認定こども園（2号・3号の保育施設）を設置することであり、学園は、平成29年6月14日、平成29年度第3回理事会を開催し、現在平成29年度吉川市所在の専門学校校舎を活用しているみさと団地幼稚園の仮幼稚園（舎）施設は、平成30年3月までの一時的な使用であり、当該施設利用後の施設を活用して、保育所型認定こども園を開設することについて、その基本計画を審議し、その承認を得ました。

その後、吉川市は、保育施設の整備及び運営事業者に係る公募を行い、学園は、10月13日、応募申込書を提出と11月2日、保育施設の整備及び運営事業者の公募に係るヒアリングを経て、平成29年12月14日付け「保育施設の整備及び運営事業者」の選考結果通知により、事業が認定されたものであります。

これを受けて、学園内に準備委員会を組織・開催して、改修工事に係る基本設計に取り掛かり、基本設計等準備行為を経て、平成30年9月27日、営繕及び管財委員会を開催して、保育所型認定こども園吉川さくらの森改修工事に係る入札を行い、建築施工会社が採択されて、10月1日から3月11日の工期により施設・設備改修工事を行いました。

本体工事費に限って比較すると、177,660,000円に比して、平成30年3月29日開催の評議員会及び理事会において、事業計画及び当初予算に係る資料中、改修工事に係る本体工事費120,960,000円に対して、56,700,000円事業費が増加となりました。

上記増加金額の要因は、計画の段階での行政からの要請事項（内部階段、玄

関前外階段の追加、非常用避難口及びオペレーター一新設、非常用発電の対応、受水槽の交換）及び学園による追加事項（空調機の設置、屋上及び遊戯室屋上の防水工事の追加）の結果であり、一部補助金対象工事も含まれますが、補助金対象外工事金額51,273,154円が当該増加金額であります。

さらに、改修工事等の最終段階において、備品（厨房備品）も含めて、開設に当たり追加工事（園庭の追加の整備工事、園舎内のカーテン取り付け、掲示板設置など）及び4階建の建物の経年を踏まえた追加工事（外壁タイル修繕工事、キューピクル入替に伴う電気工事）があり、総額46,043,048円の追加工事等を含めると、総事業費合計金額は、252,123,748円となりました。

なお、行政からの補助金額は、111,875,000円であり、平成30年3月29日開催の評議員会及び理事会において、事業計画及び当初予算に係る資料中、補助金額88,607,000円に対して、23,268,000円増加となりました。

○ 柏ひがし幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

柏ひがし幼稚園は、昭和53年3月、千葉県知事の認可承認を経て、以来41年にわたり、私立幼稚園を設置しております。

今日的な感覚からしますと、国の政策上の意図とは別に、家庭の状況に応じてさまざまな形態が用意され、保護者の選択により、幼稚園教育と児童福祉のそれぞれの理念を享受できる環境を用意することが求められております。

学園は、幼児教育、特に私立幼稚園を取り巻く厳しい環境に対して、その方向性を検討してきました。

柏市においても、現下少子（高齢）化傾向と保育需要の高まりから、柏市は保育整備計画を設定している段階であり、柏市は、幼保連携型認定こども園（学校かつ児童福祉施設）を推奨しております。

柏ひがし幼稚園の入園者の減少傾向への対応することばかりでなく、柏市における保育需要の高まりから、認定こども園に対する期待と整備状況を鑑みて、認定こども園への移行の環境は整ったものと理解しました。

柏ひがし幼稚園側の事情（例えば、将来の園舎建替えに合わせて）から、将来の認定こども園化、例えば幼保連携型認定こども園への移行は、柏市の保育計画の中で、確約できるものではないことは、柏市との事前の事務協議においても言及されており、柏市との事前折衝において、認定こども園に認定申請できるうちに認定申請することが当面の幼稚園の政策上の判断時期と考えまして、平成30年4月1日から、保育所機能を併せもった幼稚園型認定こども園に移行しました。

○ 「子ども・子育て支援新制度」の下、各幼稚園の対応について

子ども・子育て支援新制度の開始に伴う新制度に移行した幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園と移行しない吉川幼稚園及び霞ヶ関幼稚園2園の対応（在り方）について、所在する行政の考え方にもよりますが、収入超過の運営をしている2園の地域性を考慮して、今後の継続的な

検討課題と位置づけます。

○ 幼稚園・認定こども園の幼児教育の質の向上に寄与する環境整備について

遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の整備について、柏ひがし幼稚園の総合遊具の更新など、引き続き幼児の教育の場にふさわしい豊かな環境整備における設置者の創意工夫が求められております。

○ 園児募集及び子育て支援事業について

幼保連携型認定こども園3園、幼稚園型認定こども園1園のほか、4月から、保育所型認定こども園を開設して、その役割は、保育園機能と幼稚園機能の提供とともに、事業として子育て支援活動も期待されております。

認定こども園法に規定される1号、2号及び3号認定子ども以外のいわゆる家庭での子育てを選択する子ども達への支援も、認定こども園とともに、私立幼稚園も担う役割として、親子プレイルーム活動や2歳児保育をとおして継続しております。

認定こども園であっても、地域や保護者からの支援なくしては存在し得ないという学校法人立の幼稚園とともに、認定こども園においても園児募集のノウハウは、学校法人の運営上不可欠の情報共有手段であり、ホームページの円滑な運用も含めて、法人本部と連携して、情報を日々更新して取り組んでおります。

<管理運営に関する事業>

○ 校長・園長及び室長の選任について

役員及び評議員の定年に関する規程又は個別雇用契約者締結基準規程により、雇用契約終了及び異動により、新たに幼保連携型みさとさくらの森及び霞ヶ関幼稚園の園長を選任しました

室長、校長及び園長の任用に関する規程により、越谷保育専門学校長並びに総務室長、経理・管財室長及び学務室長が任期満了となり、所定の手続きを経て、再任されました。

○ 子ども・子育て支援新制度の給付費等について

平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の施行とともに施設型給付等によって実施される処遇改善等加算は、学園が実施する賃金改定の上乗せとして賃金改善を行うものであり、職員の処遇改善を図ることを目的としております。

平成29年度から、制度化されて処遇改善等加算（処遇改善Ⅰ、処遇改善Ⅱ）及び人事院勧告による賃金改善要求は、施設型給付等のうち、法人が負担する法定福利等を含めて、行政からの給付金は、認定こども園委員会での議論を踏まえて、合理的な配分基準を策定して、賃金改善を実施しました。

また、市町村によっては、上記処遇改善等加算の上乗せ分として、単独の処遇改善等加算制度もあり、その他の各施設の教職員間の給与に不合理な差が生じないように、学園単独の処遇改善手当を創設して、行政が実施する処遇改善等加算に係る制度との調整を図っております。

(2) 学園としての事業

<管理運営に関する事業>

○ 寄附行為及び諸規程の整備状況について

学園を取り巻く社会情勢の変化並びに学園の組織の活性化及び効率化を図るために、就業規則をはじめ諸規程を整備（改正）しました。

平成30年度は、保育所型認定こども園吉川さくらの森開設に伴う、寄附行為、諸規程、諸規則及び園則の制定を行い、適切に対応するとともに、国の制度構築に伴い、その取扱いについても規程を変更して、その対応に努めました。

○ 教職員の長く働ける環境整備への取組みについて

教職員の資質向上のための教職員研究・研修費補助制度は、制度化されて定着しており、確実に教職員の資質向上に寄与しているものと解します。

平成25年4月1日施行の労働契約法により、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約者が、平成30年4月1日以降、無期転換申込権が発生します。

したがって、これに対する有効な対策を構築する必要があります。個別雇用契約者締結基準規程を改正及び無期転換個別契約者就業規則を制定して、無期労働契約に転換する際の手続き等を定めて、契約期間に定めがある有期労働契約者の処遇について、その雇用条件を明示しました。

○ 役員及び評議員の選任について

平成30年度中、理事（園長・校長選出）2名は、それぞれ役員及び評議員の定年に関する規程により退任及び校長職の任期満了による退任となり、所定の手続きを経て、新たに1名が選出され、1名は再任されました。

○ 人事・給与制度の現状と課題について

人事・給与制度に係る経営改革の必要性は、「人材確保と育成」であり、雇用の在り方を含めた働く環境の整備が不可欠であることは、従来異論がないところであります。

学園は、平成26年度以降、幼稚園舎の老朽化と一部耐震問題への対応策とともに、今後の保育需要に対応するために、平成18年10月に制度化された認定

こども園への移行及び開設をしております。

このことは、首都圏を中心とした女性の就労による保育需要を受けて、子育て世代の収入が安定的に増えるとともに、少子化の一因でもある経済的な不安を解消することを目的とする時代認識に対する取組みであります。

これにより、学園は、人口の減少傾向に入っても、収益も確実な学校法人を構築するための事業の拡大であります。

認定こども園への移行・開設により、行政が実施します施設型給付費等に係る処遇改善等加算の恩恵が受けられます。

この目的が、「長く働くことのできる」職場を構築し、人材の確保や質の向上を図ることが目的であり、保育士等人員確保に苦慮している現状を考えるならば、行政の対応も理解するところ、学園にとっても「労働力人口減少」に対応する「働き方の改革」を意識した労働環境を構築することは、喫緊の課題であります。

幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした処遇改善等加算により、教職員間の給与に不合理な差（処遇改善等加算Ⅱ）が生じることについて、各施設（地域）の実情を踏まえた対応を行ってまいりました。

すなわち、各施設の判断で自由な配分が可能である処遇改善等加算Ⅰの充実分を活用して、調整を行うとともに、さらにその他の各施設の教職員間の給与に不合理な差が生じないように、学園単独の処遇改善手当を創設して、行政が実施する処遇改善等加算に係る制度との調整を図ってまいりました。

しかしながら、学園の課題は、幼稚園・認定こども園の教職員とともに、専門学校教職員及び法人本部職員への配慮であります。

この場合の配慮とは、上記「長く働くことのできる」職場を構築し、人材の確保や質の向上を図ることが目的とした公費負担（処遇改善等加算及び人事院勧告による賃金改善要求）が制度化されているならば、学園にとっての「人事制度」と賃金、賞与及び退職金と財政負担との調整を意識した「給与制度」を織り交ぜた制度設計の構築であると考えます。

適切な情報の開示とともに、平成31年度（令和元年度）中にその考え方を示す必要があると考えます。

○ 地域社会との関わりを深める取組みについて

子ども大学よしかわの開催を継続して、引き続き地域社会に貢献するための交流及び行政との連携の取組みについて、「子ども大学よしかわ」は、平成22年度から埼玉県が取り組んでいる事業で、子どもの学ぶ力や生きる力を育むとともに、地域で地域の子どもの育てる仕組みを創るために、埼玉県内の市町村が主宰しております。

学園は吉川市と連携して、4回目の取組みとして、今回は吉川福祉専門学校を中心に、施設・設備を提供するとともに、外部講師を派遣して、より開かれた学園を構築するとともに、地域、社会との連携を図っております。

平成31年4月、保育所型認定こども園吉川さくらの森を開設することは、子ども・子育て支援新制度の一環としての子育て支援活動を促進し、行政との連携を図りつつ、地域社会との関わりを深めることは、新たな事業展開への取組みと考えます。

<財政基盤の確立>

○ 財政基盤の確立に向けて

将来構想実現に向けての資金調達の在り方について、将来構想に伴う施設・設備に要する資金の拠出は、将来の学園の収益に貢献する投資であると解して、所要の施設・設備に要する資金は、法人本部に別段預金として管理している「将来構想預金」からの当該幼稚園・認定こども園、専門学校へのいわば学園内の貸付事業であると解しております。

財政基盤の確立の観点から、計画的に早期に回収することにより「将来構想預金」の資金確保に寄与するものであるとの考え方に基つき、将来構想に伴う施設・設備に係る資金の投下と同時に回収（戻入）を図るものであります。

幼保連携型認定こども園越谷さくらの森への移行に要した資金（貸付金）は、229,923,993円であり、平成30年度40,000,000円を回収して、累計金額199,923,993円（86.95%）を回収（戻入）しております。したがって、未回収残金額は、30,000,000円であります。

幼保連携型認定こども園みさとさくらの森への移行（保育園棟及び幼稚園棟建設）に要した資金（貸付金）は、696,583,808円であり、平成30年度263,503,000円を回収して、累計金額471,222,312円（67.64%）を回収（戻入）しております。したがって、未回収残金額は、225,361,496円であります。

総事業費252,188,988円となりますが、補助金額（111,875,000円）は平成31年度に交付されており、初期事業費は、140,248,748円であります。

なお、資金需要の観点から、一時的に「将来構想預金」から運転資金への資金振り替えは、回収しております。

財政基盤の確立に向けて、本部内機能の見直しを図りつつ、人員の補充と刷新を念頭に置いて、本部の機能の簡素化を図るため、その実現の可能性を検討しておりますが、AI（人工知能）やIT（情報技術）の技術革新の進展に伴う効率化を念頭に置いたもので、引き続き、今後の検討課題とします。

また、情報化社会に対応した新たな決済機能を図るための適切な対応について、電子決済（キャッシュレス決済）を念頭に置いて、現金による受領を控えて、効

率化を促すものであり、引き続き、早期に実現を目指して検討課題とします。

○ 財務分析における人件費比率と実質的な人件費比率について

財務運営の状況及び財務分析表によると、人件費比率（人件費／経常収入）は、61.20%（平成29年度61.30%）あります。

学校法人会計基準が改正されて、分母が、従来の「帰属収入」から「経常収入」に変更となり、人件費が教育活動支出に区分されていることから、これに対応する経常収入との比率となり、より厳しい財務比率の考え方であります。

この比率が適正水準を超えると経常収支の悪化に繋がる要因となります（日本私立学校振興・共済事業団刊：今日の私学財政）。

人事配置の観点から、幼稚園バス運転手は、近年人材登用が難しく、従来人件費と捉えておりましたが、業務委託により経費の削減を図っております。

平成30年度総額42,958,768円（平成29年度：44,010,781円）を支出しております。

依然として、幼稚園教諭及び保育士不足が顕著であります。都市部を中心に認可・認証保育所に加えて、行政の支援を受けて企業が運営する企業主導型保育所が増えて、人員確保が困難となっております。

学園においても、派遣教職員に係る報酬委託手数料支出が、平成30年度総額28,157,914円（平成29年度：24,701,548円）を支出しております。

特に、人材紹介料を伴う人材確保は、4,886,756円（6人）を支出しております。

派遣・業務委託の利点は、採用コストを抑えながら、経験のある人材を採用できることにありますが、政策的に業務委託を念頭に置いている幼稚園バス運転手と違って、幼稚園教諭及び保育士を派遣による採用は、労働者派遣法上、派遣できる期間（派遣可能期間）は、原則3年が限度であり、「長く働くことのできる」職場を構築し、人材の確保や質の向上を図ることと抵触するばかりか、消費税法上、非課税仕入（非課税取引）である人件費に対して、報酬委託手数料は課税仕入（課税取引）であることから、平成30年度教職員に係る消費税額は、2,044,274円（平成29年度：1,824,579円）を支出しております。

これにより、実質的な人件費比率（人件費＋派遣教職員委託費／経常収入）は、63.80%となり、人件費比率61.20%に対して、2.60%上昇しています。

○ 資産運用実績について

資産運用規程第9条に基づいての運用状況の報告であり、学園が運用している債券は、2債券（銘柄）であります。その他資産運用を展開して、確実な収益を確保する観点から、高利率の期間延長特約付大口定期預金により、収益確保を図りました。

資産運用の明細は、埼玉県債（彩の国みらい債）が2債券の20,000,00

0円（5年償還：年利0.16%）の運用実績は、32,000円であります。

期間延長特約付大口定期預金が2口の160,000,000円（6か月更新：年利0.45%、0.42%）の運用実績は、623,341円であります。

その他定期性預金の受取利息による運用実績は、5,443円であります。

したがって、資産運用実績合計金額は、660,784円（平成29年度：353,618円）となりました。

借入金利息（1,592,460円）との構成利率は、41.49%（平成29年度：25.81%）であります。

（3）施設等の状況

○ 施設の充実と教育環境整備状況について

主な施設設備の整備の基本的な考え方は、従来の方針のとおり、工事の緊急性や、通常の教育活動に支障のない工期日程、予算制度との調整を図り、資金需要を勘案しながら、必要な改修工事を行い、学園の教育事業に寄与するように教育環境の整備に努めました。

これにより、教育活動支出中、修繕費について、前年度に比べて、27,594,961円支出増となり、68,407,353円を支出しております。

（4）改正学校法人会計基準から見た評価と定量的な経営判断指標に基づく経営状態との関係について（中長期計画の課題にかえて）

平成16年改正私立学校法を受けて、財務情報等の一層の公開が推進され、さらに改正学校法人会計基準により、より企業会計基準に近い計算書類の形式による財務情報の開示が求められております。

改正学校法人会計基準は、「資金収支計算書」を作成して、資金の流れを重要視するとともに、企業会計基準の損益計算書に類した「事業活動収支計算書」を作成し、主たる教育活動における収支の状況を重視しております。

活動区分資金収支計算書に基づく具体的な検証によると、経常収支差額が、▲59,048,544円となり、3か年連続の赤字となり、平成22年度以降7か年度AランクからB0ランクに評価が下がっております。

改正学校法人会計基準により、評価項目が平成27年度までの「帰属収支差額」から「経常収支差額」へ変更となったこともその要因であります。改正学校法人会計基準が、教育活動及び教育活動外における収支を重視していると受け止めております。

なお、活動区分資金収支計算書比較表において、教育活動資金収支差額は、黒字を続けており、設備投資に要する資金は、十分賄うことができますが、いわゆる「労働集約型」の学校法人の事業展開において、人材確保は、成長に不可欠な人財であり、人件費について、前年度に比べて、24,922,772円支出増

となり、787,486,029円（資金収支計算書）を支出しております。

（5）日本の将来推計人口（平成30年推計）と法人運営の課題について（中長期計画の課題にかえて）

平成30年3月30日、国立社会保障・人口問題研究所は、「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）を公表しました（今回は、平成25年推計）。

この推計は、将来の人口を、都道府県別・市町村別に求めることを目的としたもので、2015年（平成27年）の国勢調査を基に、2045年（令和27年）までの30年間について、男女5歳階級別に推計をしたものであります。

上記、平成30年推計を基に、令和22年までの最新の地域別将来推計人口（0～4歳）と実際人口との比較をしました。

学園が運営する幼稚園・認定こども園所在地別に前回の平成25年推計と推計人口を対比するとともに、平成27年4月1日現在、平成30年4月1日現在及び平成31年4月1日現在（三郷市及び川越市は5月1日現在）の実人口を一覧にしたものであります。

上記を類型化して、2040年（令和22年）における、平成25年推計と平成30年推計を対比すると、取手市以外、吉川市、越谷市、三郷市、川越市及び柏市は、横ばい（人口減少に歯止めがなされた）と解されます。

平成27年4月1日現在、平成30年4月1日現在（柏市は平成29年9月30日現在）及び平成31年4月1日現在の実人口を対比すると、越谷市及び柏市は、増加しております。吉川市、三郷市及び取手市は、横ばい傾向と解されます。

ただし、川越市は、前年度に比べて462人減少しており、今後の実人口の推移を注視する必要があります。

（6）令和元年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化の対応について（中長期計画の課題にかえて）

幼児教育・保育の無償化とは、令和元年10月から、幼稚園、認定こども園の3歳から5歳児は、保護者の所得に関わらず無償となりますが、私立幼稚園に限っては、月額25,700円までの限度額が設定されるものであります。

認定こども園の0歳から2歳児は、保護者の住民税非課税世帯のみが無償となります。

無償化の対象となる幼稚園、認定こども園を利用する保護者への無償化に係る費用の支払い方法は、就園奨励費を支給する仕組みをイメージした現物給付（利用者が申請し、清算する償還支払いではなく）となる見込みであります。

学園にとっては、事務負担が軽減されることが予想されます。

学園が設置する幼稚園、認定こども園において、無償化による影響は、一般的には、幼稚園よりも長く預けられる保育所を希望する保護者が増える、との見解もありますが、就労等の保育の必要性が前提となるように、必ずしも就労等の保

育の必要性を伴わない、認定こども園の1号認定への期待も増すものと思われ
ます。

その一方で、保護者の関心が安価な保育料ではなくて、特色ある教育課程と幼
稚園教諭の資質が求められる結果、保護者の選択により、地域間、より幼稚園へ
の期待と選別が進むものと予想されます。

いずれにしても、無償化（公費負担）である以上、第三者評価機関等による保
育内容を評価する制度の確立と情報の公開が原則となるとともに、あらゆる事態
に即応し得る準備を整えることが肝要であります。

以 上

理事（役員）名簿

平成31年4月1日現在

| 職名 | 氏名 | 任期 | |
|-----|--------|-----------|-----------|
| | | 始期 | 終期 |
| 理事長 | 山崎 芙美夫 | H31.04.01 | H32.03.31 |
| 理事 | 山崎 芙美夫 | H31.04.01 | H32.03.31 |
| 理事 | 清原 雅子 | H31.04.01 | H32.03.31 |
| 理事 | 丸山 一男 | H29.04.01 | H32.03.31 |
| 理事 | 小柴 和世 | H29.04.01 | H32.03.31 |
| 理事 | 久田 晴實 | H30.03.29 | H32.03.31 |
| 理事 | 小山 雅和 | H29.04.01 | H32.03.31 |
| 理事 | 熊谷 三郎 | H29.04.01 | H32.03.31 |
| 理事 | 山田 陽子 | H30.04.25 | H32.03.31 |